

沖縄県立普天間高等学校 部活動に係る活動方針

部活動基本方針

本方針は、沖縄県教育委員会が示した「運動部活動等の在り方に関する方針」及び「文化部活動等の在り方に関する方針」に則り、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を図り、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

1 適切な運営のために

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長へ提出する。
- (2) 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の部活動を設置する。
- (3) 部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問及び指導者は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
- 生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
- 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
- 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
- 運動部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解する。

- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

ウ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

- 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- 分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

(2) 部活動用指導手引の普及活用

部顧問は、関係団体が作成する指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 部活動の休日及び活動時間

(1) 学期中の休養日

平日：1日以上

土日：1日以上

※毎月第3日曜日は「家庭の日」として、原則として部活動は休みとする。

※週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中の休養日

休養日の設定は、学期中に準ずる。

ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(3) 活動時間（長くとも）

平日：2時間程度

休業日等：3時間程度

できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ただし、競技種目や活動種目の特殊性に応じて変更する場合は校長の了解を得る。

(4) その他

定期考査の1週間前から考査が終了するまではすべての部活動を休止する。ただし、試合及び発表会等が考査期間中又はその前後にある場合は、活動願いを生徒指導部に提出し、校長の許可を得て行うことができる。

4 学校単位で参加する大会

- (1) 高体連、高野連、高文連の主催または共催するもの
- (2) 教育上必要であると認め、校長が許可したもの